

税務調査に備えるための社内規程の整備

1. 税務調査時の社内規程の重要性

税務調査は会社が行った税務処理の適正性を確認するものですが、その適正性を証明する一つの根拠が社内規程です。社内規程に記載された一行の文章のために、税務処理が否認された事例も確認されています。そこで今回は、税務調査に備える社内規程についてご説明します。

2. 賃金規程における失敗事例

通常の夏冬の賞与とは別に決算賞与について、賃金規程で定めている会社も多いのではないのでしょうか。

(決算賞与)

第〇条 会社は、業績に応じて決算賞与を支給することがある。ただし、支給日に在籍していない社員には支給しない。

会社の経営面からみると、「～ことがある」と記載することがポイントです。会社のキャッシュフローが悪化している場合に賞与を支給する必要がなくなります。

一方で、税務上のリスクはどうでしょうか。この賃金規程に基づき、実際に決算賞与を支給すると、税務調査で否認されるリスクがあります。そもそも、決算賞与を期末に未払計上するためには次の3つの要件を満たす必要があります。

- ① 決算賞与の支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること
- ② 通知をした金額をすべての使用人に対しその通知した日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき、通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

支給日に在籍する社員のみ賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、①でいう通知には該当しません。つまり、実際には支給日まで誰も退職せずに賞与が支給されたとしても、決算賞与の未払計上は否認されてしまいます。そこで、次のような記載にすることで否認リスクを軽減することができます。

(決算賞与)

第〇条 会社は、業績に応じて決算賞与を支給することがある。

2 支給する場合には、毎年〇月末までに支給額を決定し、翌月〇日までに支給する。

3. 福利厚生施設の利用における社内規程

会社が従業員の福利厚生のためにクルーザーを購入する、またはスポーツクラブの法人会員となることはよく散見されます。これらの施設・設備の利用を全役職員の福利厚生目的とし、これらの役職員が受ける経済的利益が著しく多額である場合、または特定の役員だけを対象としているものでなければ妥当な金額を費用計上することが認められ、個々の役職員に課税は発生しません。

このような福利厚生施設の利用を社内規程で定める際に注意するポイントは何でしょうか。まず前提となるのは、全社員を対象とするものであることを社内規程に明記することです。社内規程がないことで、全社員が公平に利用できる状況になかったとして、代表取締役に対する給与課税とされた裁決事例もあります。

(目的)

第〇条 保養施設は、会社の役員、社員とその家族の福利厚生施設として、その親睦保養に資することを目的とする。

(利用手続き)

第〇条 利用希望者は、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、利用希望日の2週間前までに総務部まで申し込まなければならない。

2 予約が確定した時点で総務部より予約受付完了の通知を行うものとする。なお、予約が重なった場合は先着順とし、利用者を決定する。

実際に、上記社内規程を運用する際には、予約表などで利用状況を確認できる資料も併せて作成するとよいでしょう。もちろんどんなに書類を整備したとしても、役員のみが利用し続けるなど、福利厚生目的の実態がなければ税務上のリスクを回避することはできません。税務上のメリットだけに目を向けずに、従業員のモチベーションアップを図るための契機とすることで、会社の長期的な発展にもつながります。

4. 社内規程の役割

今回は、税務調査に対応するための社内規程の概要をご説明してきましたが、本来社内規程とは、会社の組織運営を円滑にし、各社員の行動基準を明確にする共通ルールをいいます。税務調査に対応することはもとより、会社の事業計画を実現するための仕組みづくりとして社内規程を整備されてははいかがでしょうか。

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券